

令和 8 年 2 月 (定例会)

第 399 回宮城県議会議案

(令和 8 年度当初予算分)

目 次

		頁
議第 1 号議案	令和 8 年度宮城県一般会計予算	3
議第 2 号議案	令和 8 年度宮城県公債費特別会計予算	24
議第 3 号議案	令和 8 年度宮城県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	28
議第 4 号議案	令和 8 年度宮城県国民健康保険特別会計予算	31
議第 5 号議案	令和 8 年度宮城県中小企業高度化資金特別会計予算	35
議第 6 号議案	令和 8 年度宮城県農業改良資金特別会計予算	39
議第 7 号議案	令和 8 年度宮城県沿岸漁業改善資金特別会計予算	42
議第 8 号議案	令和 8 年度宮城県林業・木材産業改善資金特別会計予算	45
議第 9 号議案	令和 8 年度宮城県県有林特別会計予算	48
議第 10 号議案	令和 8 年度宮城県土地取得特別会計予算	51
議第 11 号議案	令和 8 年度宮城県港湾整備事業特別会計予算	54
議第 12 号議案	令和 8 年度宮城県水道用水供給事業会計予算	58
議第 13 号議案	令和 8 年度宮城県工業用水道事業会計予算	64
議第 14 号議案	令和 8 年度宮城県地域整備事業会計予算	71
議第 15 号議案	令和 8 年度宮城県流域下水道事業会計予算	75

議第1号議案

令和8年度宮城県一般会計予算

令和8年度宮城県の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,095,923,909 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、180,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経

費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 県 税		千円 344,600,000
	1 県 民 税	87,765,000
	2 事 業 税	101,742,000
	3 地 方 消 費 税	97,025,000
	4 不 動 産 取 得 税	7,514,000
	5 県 た ば こ 税	2,848,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	655,000
	7 軽 油 引 取 税	11,196,000
	8 自 动 車 税	31,290,000
	9 鉱 区 税	2,000
	10 固 定 資 产 税	2,450,000
	11 狩 獵 税	10,000
	12 核 燃 料 税	564,000
	14 産 業 廃 蔡 物 税	320,000

款	項	金額
	15 宿泊税	千円 1,219,000
2 地方消費税清算金		139,344,000
	1 地方消費税清算金	139,344,000
3 地方譲与税		54,149,000
	1 特別法人事業譲与税	51,937,000
	2 地方揮発油譲与税	1,636,000
	3 石油ガス譲与税	61,000
	4 自動車重量譲与税	387,000
	6 森林環境譲与税	116,000
	7 航空機燃料譲与税	12,000
4 地方特例交付金		10,920,000
	1 地方特例交付金	10,920,000
5 地方交付税		174,300,000
	1 地方交付税	174,300,000
6 交通安全対策特別交付金		284,000
	1 交通安全対策特別交付金	284,000

款	項	金額
7 分担金及び負担金		千円 2,460,243
	1 分 担 金	416,922
	2 負 担 金	2,043,321
8 使用料及び手数料		12,488,529
	1 使 用 料	9,355,002
	2 手 数 料	3,133,527
9 国庫支出金		105,225,654
	1 国 庫 負 担 金	47,154,208
	2 国 庫 補 助 金	56,615,499
	3 委 託 金	1,455,947
10 財産収入		2,284,061
	1 財 產 運 用 収 入	1,827,509
	2 財 產 売 払 収 入	456,552
11 寄附金		720,962
	1 寄 附 金	720,962
12 繰入金		54,022,938

款	項	金額
	1 基 金 繼 入 金	53,864,825 千円
	2 特 別 会 計 繼 入 金	158,113
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		125,119,121
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料 等	220,153
	2 県 預 金 利 子	1,304
	3 貸 付 金 元 利 収 入	117,623,768
	4 受 託 事 業 収 入	621,109
	5 収 益 事 業 収 入	3,600,000
	6 雜 入	3,052,787
15 県 債		70,005,400
	1 県 債	70,005,400
歳 入 合 計		1,095,923,909

歳 出

款	項	金額
1 議 会 費		千円 1,746,315
	1 議 会 費	1,746,315
2 総 務 費		65,245,987
	1 総 務 管 理 費	20,688,827
	2 企 画 費	14,815,808
	3 徴 税 費	11,947,368
	4 市 町 村 振 興 費	1,181,878
	5 選 挙 費	73,461
	6 防 災 費	3,605,810
	7 統 計 調 査 費	587,764
	8 人 事 委 員 会 費	228,167
	9 監 査 委 員 費	275,666
	10 生 活 環 境 費	11,841,238
3 民 生 費		159,608,915
	1 社 会 福 祉 費	111,340,771

款	項	金額
	2 児童福祉費	千円 42,357,113
	3 生活保護費	5,907,339
	4 災害救助費	3,692
4 衛生費		48,992,389
	1 公衆衛生費	5,645,236
	2 環境衛生費	4,623,333
	3 公害対策費	4,358,788
	4 保健所費	2,218,354
	5 医薬費	32,146,678
5 労働費		6,823,894
	1 労政費	371,924
	2 職業訓練費	5,512,684
	3 雇用対策費	785,655
	4 労働委員会費	153,631
6 農林水産業費		45,185,921
	1 農業費	10,433,934

款	項	金額
	2 畜産業費	2,996,016 千円
	3 農地費	17,326,107
	4 林業費	5,973,805
	5 水産業費	8,456,059
7 商工費		137,360,327
	1 商業費	120,619,695
	2 工礦業費	11,068,566
	3 企業指導費	2,132,974
	4 觀光費	3,539,092
8 土木費		59,269,604
	1 土木管理費	6,388,520
	2 道路橋りょう費	26,916,239
	3 河川海岸費	14,816,525
	4 港湾費	4,553,781
	5 都市計画費	2,991,312
	6 住宅費	3,102,496

款	項	金額
	7 空港費	千円 500,731
9 警察費		59,531,384
	1 警察管理費	53,315,149
	2 警察活動費	6,216,235
10 教育費		214,391,794
	1 教育総務費	34,176,854
	2 小学校費	38,949,567
	3 中学校費	24,475,488
	4 高等学校費	55,627,814
	6 大學費	2,921,014
	7 特別支援学校費	21,325,792
	8 私立学校費	23,839,943
	9 社会教育費	3,439,703
	10 保健体育費	9,635,619
11 災害復旧費		4,557,400
	1 農林水産施設災害復旧費	1,091,300

款	項	金額
	2 土木施設災害復旧費	千円 3,466,100
12 公債費		109,415,879
	1 公債費	109,415,879
13 諸支出金		182,794,100
	2 地方消費税清算金	93,939,000
	3 利子割交付金	1,066,000
	4 配当割交付金	2,128,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	3,715,000
	6 分離課税所得割交付金	305,000
	7 法人事業税交付金	6,900,000
	8 地方消費税交付金	70,567,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	474,000
	10 自動車取得税交付金	50
	11 環境性能割交付金	50
	13 軽油引取税交付金	3,700,000
14 予備費		1,000,000

款	項	金額
		千円
歳出合計	1 予備費	1,000,000
		1,095,923,909

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
人事・給与システム開発等業務委託	自 令和8年4月 至 令和11年3月	千円 309,000
下愛子住宅等管理設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	163,000
東京職員宿舎取得	自 令和8年4月 至 令和10年3月	310,000
地方債共同発行連帯債務保証（都道府県・政令指定都市共同発行市場公募）	自 令和8年4月 至 令和19年3月	元金1兆1,780億円及びこれに対する利子相当額
行政庁舎管理設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	293,000
合同庁舎空調設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	298,000
合同庁舎電気設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	174,000
消防学校空調等設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	113,000
宮城県土地開発公社事業資金債務保証	自 令和8年4月 至 令和18年3月	事業資金4,500万円に係る債務
情報通信ネットワーク構築等業務委託	自 令和8年4月 至 令和14年3月	8,825,000
基幹業務システム開発等業務委託	自 令和8年4月 至 令和15年3月	1,131,000
総合運動公園総合体育館改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	612,000
総合運動公園総合体育館管理設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	385,000
総合運動公園サッカーフィールド改修工事	自 令和8年4月 至 令和11年3月	288,000

事 項	期 間	限 度 額
総合運動公園管理設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	千円 172,000
総合運動公園サッカ一場空調設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	112,000
総合運動公園サッカ一場電気設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	27,000
東北大学地域枠医学生修学資金貸付金	自 令和8年4月 至 令和14年3月	42,000
精神保健福祉センター空調設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	106,000
精神保健福祉センター電気設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	54,000
薬学生修学資金貸付金	自 令和8年4月 至 令和14年3月	14,000
産業技術総合センター空調設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	262,000
産業技術総合センター管理設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	93,000
中小企業者設備復旧等資金利子補給	自 令和8年4月 至 令和13年3月	98,000
宮城県信用保証協会中小企業経営安定資金債務保証に伴う損失補償	自 令和8年4月 至 令和26年3月	576,000
宮城県信用保証協会中小企業産業振興資金債務保証に伴う損失補償	自 令和8年4月 至 令和26年3月	221,000
宮城県信用保証協会小口事業資金債務保証に伴う損失補償	自 令和8年4月 至 令和18年3月	85,000
離職者等再就職訓練業務委託	自 令和8年4月 至 令和12年3月	446,000
県立高等技術専門校校舎建設工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	1,444,000

事 項	期 間	限 度 額
県立高等技術専門校訓練機器購入	自 令和8年4月 至 令和10年3月	千円 736,000
事業復興型雇用創出補助金	自 令和8年4月 至 令和12年3月	71,000
みやぎ産業交流センター本館電気設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	100,000
農業集落排水整備推進交付金	自 令和8年4月 至 令和19年3月	3,734
農業近代化資金利子補給	自 令和8年4月 至 令和29年3月	259,813
農業経営負担軽減支援資金利子補給	自 令和8年4月 至 令和27年3月	10,503
みやぎ農業振興公社農用地売買事業資金損失補償	自 令和8年4月 至 令和20年3月	350,000
みやぎ農業振興公社農地中間管理事業資金損失補償	自 令和8年4月 至 令和20年3月	25,000
畜産経営体质強化支援資金利子補給	自 令和8年4月 至 令和34年3月	6,208
大家畜特別支援資金利子補給	自 令和8年4月 至 令和34年3月	1,246
養豚特別支援資金利子補給	自 令和8年4月 至 令和24年3月	510
家畜疾病経営維持資金利子補給	自 令和8年4月 至 令和16年3月	11,670
農業用ため池太陽光発電施設整備費補助金	自 令和8年4月 至 令和10年3月	820,000
用水対策工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	410,000
志田谷地排水機場機械設備工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	310,000

事 項	期 間	限 度 額
阿久戸第2排水機場機械設備工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	千円 90,000
幕柳堰改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	240,000
境沢揚水機場機械設備工事	自 令和8年4月 至 令和11年3月	155,000
岩地蔵揚水機場機械設備工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	140,000
漁業近代化資金利子補給	自 令和8年4月 至 令和32年3月	245,308
漁業経営維持安定資金利子補給	自 令和8年4月 至 令和28年3月	129,088
青年漁業者等支援資金利子補給	自 令和8年4月 至 令和15年3月	24,001
漁業経営サポート資金利子補給	自 令和8年4月 至 令和20年3月	23,788
水産加工原魚購入資金債務保証に伴う損失補償	自 令和8年4月 至 令和11年3月	2,400
漁港改良工事	自 令和8年4月 至 令和11年3月	1,480,000
漁港高潮対策工事	自 令和8年4月 至 令和11年3月	1,000,000
沿岸漁場整備工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	111,000
新涌谷大橋補修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	210,000
日和大橋補修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	210,000
登米大橋補修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	180,000

事 項	期 間	限 度 額
亘理大橋補修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	千円 110,000
伊鈴橋補修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	80,000
万石橋橋りょう耐震補強工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	200,000
国道108号道路改良工事	自 令和8年4月 至 令和11年3月	470,000
国道286号道路改良工事	自 令和8年4月 至 令和11年3月	4,500,000
国道398号道路改良工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	100,000
国道457号道路改良工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	200,000
築館登米線道路改良工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	100,000
北上津山線道路改良工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	100,000
宮城県道路公社有料道路事業資金債務保証	自 令和8年4月 至 令和19年3月	事業資金4億円に係る債務
荒川河川改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	250,000
夏川排水樋管工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	80,000
雉子尾川河川改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	250,000
ダムパトロール車両購入	自 令和8年4月 至 令和10年3月	5,000
南川ダム管理設備工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	318,000

事 項	期 間	限 度 額
七北田ダム管理設備工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	千円 307,000
漆沢ダム管理設備工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	81,000
花山ダム管理設備工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	72,000
宮床ダム取水放流設備工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	38,000
深沼海岸侵食対策工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	200,000
畠向山急傾斜地崩壊対策工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	250,000
川口急傾斜地崩壊対策工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	200,000
松川流路工工事	自 令和8年4月 至 令和11年3月	2,400,000
止野砂防えん堤工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	150,000
飯土井沢砂防えん堤工事	自 令和8年4月 至 令和11年3月	580,000
大畠沢砂防えん堤工事	自 令和8年4月 至 令和11年3月	400,000
宮ヶ崎沢砂防えん堤工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	200,000
滑津沢砂防えん堤工事	自 令和8年4月 至 令和11年3月	450,000
荒立の沢砂防えん堤工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	150,000
尾持沢砂防えん堤工事	自 令和8年4月 至 令和11年3月	300,000

事 項	期 間	限 度 額
畠向沢砂防えん堤工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	千円 200,000
地方公会計事務支援業務委託	自 令和8年4月 至 令和10年3月	9,000
宮城県議会史作成業務委託	自 令和8年4月 至 令和12年3月	41,000
みやぎ県議会だより新聞掲載業務委託	自 令和8年4月 至 令和10年3月	4,000
委員会会議録反訳業務委託	自 令和8年4月 至 令和10年3月	3,000
登米警察署電気設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	138,000
登米警察署管理設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	43,000
古川運転免許センター管理設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	54,000
仙台第二高等学校仮設校舎賃借	自 令和8年4月 至 令和12年3月	2,313,000
仙台東高等学校空調設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	71,000
白石工業高等学校設備工業科実習室解体工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	56,000
築館高等学校第一グラウンド整備工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	236,000
古川高等学校仮設校舎賃借	自 令和8年4月 至 令和12年3月	1,351,000
中新田高等学校空調設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	46,000
加美農業高等学校牛舎等改築工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	235,000

事 項	期 間	限 度 額
旧大河原商業高等学校校舎等解体工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	千円 602,000
聴覚支援学校校舎等改築工事	自 令和8年4月 至 令和11年3月	4,460,000
光明支援学校管理設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	92,000
古川支援学校校舎等改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	923,000
図書館電気設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	269,000
蔵王自然の家電気設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	105,000
蔵王自然の家管理設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	75,000
東北歴史博物館電気設備改修工事	自 令和8年4月 至 令和10年3月	147,000

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 返 の 方 法
総務債	千円 8,052,100	1 証書借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき95円以上とする（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。 ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるため必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。 2 翌年度へ繰越起債することができる。	年 5.0 パーセント以内	1 30年以内償還（据置期間を含む。）。ただし、借入先の融通条件があるときはこれによる。 2 県財政の都合により償還年限の短縮、繰上償還又は低利借換えをすることができる。
民生債	1,270,100			
衛生債	5,302,900			
労働債	2,484,500			
農林水産業債	6,259,000			
商工債	264,700			
土木債	22,478,200			
国直轄事業債	7,217,100			
警察債	3,195,900			
教育債	11,914,600			
災害復旧債	1,566,300			
計	70,005,400			

議第2号議案

令和8年度宮城県公債費特別会計予算

令和8年度宮城県公債費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 221,418,279 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 161,418,279
	1 一 般 会 計 繰 入 金	108,140,823
	2 特 別 会 計 繰 入 金	4,638,069
	3 基 金 繰 入 金	48,639,387
4 県 債		60,000,000
	1 県 債	60,000,000
歳 入 合 計		221,418,279

歳 出		
款	項	金額
1 公 債 費		千円 221,418,279
1 公 債 費		221,418,279
歳 出 合 計		221,418,279

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 返 の 方 法
一 般 会 計 借 換 債	千円 60,000,000	証書借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき95円以上とする (他の地方公共団体との共同発行を含む。) ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差額を埋めるため必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。	年 5.0 パーセント以内	1 25年以内償還(据置期間を含む。)。ただし、借入先の融通条件があるときはこれによる。 2 県財政の都合により償還年限の短縮、繰上償還又は低利借換えをすることができる。
計	60,000,000			

議第3号議案

令和8年度宮城県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和8年度宮城県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 96,186 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繼 入 金		千円 1,537
	1 一 般 会 計 繼 入 金	1,537
2 繰 越 金		59,153
	1 繰 越 金	59,153
3 諸 収 入		35,496
	1 県 預 金 利 子	4
	2 貸 付 金 元 利 収 入	35,064
	3 雜 入	428
歳 入 合 計		96,186

歳 出		
款	項	金額
1 民 生 費		千円 96,186
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	96,186
歳 出 合 計		96,186

議第4号議案

令和8年度宮城県国民健康保険特別会計予算

令和8年度宮城県国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 199,679,716 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3 第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 56,252,822
	1 負 担 金	56,252,822
2 国庫支出金		53,842,182
	1 国庫負担金	36,717,280
	2 国庫補助金	17,124,902
3 財産収入		31,480
	1 財産運用収入	31,480
4 繰入金		11,510,938
	2 一般会計繰入金	11,510,938
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		78,042,293
	4 受託事業収入	15,814
	5 雜入	78,026,479

款	項	金額
歳入合計		千円 199,679,716

歳 出		
款	項	金額
1 民 生 費		千円 199,679,716
	1 社 会 福 祉 費	199,679,716
歳 出 合 計		199,679,716

議第5号議案

令和8年度宮城県中小企業高度化資金特別会計予算

令和8年度宮城県中小企業高度化資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,381,526千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
3 繼 越 金		千円 131,004
	1 繼 越 金	131,004
4 諸 収 入		3,132,022
	2 貸 付 金 元 利 収 入	3,132,022
5 県 債		118,500
	1 県 債	118,500
歳 入 合 計		3,381,526

歳 出		
款	項	金額
1 商工費		千円 249,504
	1 商工費	249,504
2 公債費		3,132,022
	1 公債費	3,132,022
歳出合計		3,381,526

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 返 の 方 法
中 小 企 業 高 度 化 資 金 債	千円 118,500	証 書 借 入	年 4.1 パー セント以内	借入先の融通条件による。た だし、県財政の都合により償還年 限の短縮又は繰上償還をするこ とができる。
計	118,500			

議第 6 号議案

令和 8 年度宮城県農業改良資金特別会計予算

令和 8 年度宮城県農業改良資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42,388 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 17 日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
3 繰 越 金		千円 42,388
1 繰 越 金		42,388
歳 入 合 計		42,388

歳 出		
款	項	金額
1 農 林 水 産 業 費		千円 42,388
	1 農 業 費	42,388
歳 出 合 計		42,388

議第7号議案

令和8年度宮城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和8年度宮城県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 151,222 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
2 繼 入 金		千円 1,222
	1 一 般 会 計 繼 入 金	1,222
3 繰 越 金		150,000
	1 繰 越 金	150,000
歳 入 合 計		151,222

歳出		
款	項	金額
1 農林水産業費		千円 151,222
	1 水産業費	151,222
歳出合計		151,222

議第8号議案

令和8年度宮城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和8年度宮城県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 102,130 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

別表 歳入歳出予算

歲入

款	項	金額
3 繼 越 金		千円 96,390
	1 繼 越 金	96,390
4 諸 収 入		5,740
	2 貸 付 金 元 金 収 入	5,740
歳 入 合 計		102,130

歳 出		
款	項	金額
1 農 林 水 産 業 費		千円 102,130
	1 林 業 費	102,130
歳 出 合 計		102,130

議第9号議案

令和8年度宮城県県有林特別会計予算

令和8年度宮城県県有林特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 380,665 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
2 使用料及び手数料		千円 10,555
	1 使用料	10,555
4 財産収入		136,985
	1 財産運用収入	1,058
	2 財産売払収入	135,927
5 繼入金		229,367
	1 基金繩入金	90,755
	2 一般会計繩入金	138,612
6 繩越金		1
	1 繩越金	1
7 諸収入		3,757
	2 雜入	3,757
歳入合計		380,665

款	項	金額
1 農林水産業費		千円 189,041
	1 林業費	189,041
2 公債費		191,624
	1 公債費	191,624
歳出合計		380,665

議第10号議案

令和8年度宮城県土地取得特別会計予算

令和8年度宮城県土地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26,744 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

別表 岁入歳出予算

歲入

款	項	金額
1 財産収入		千円 26,743
	1 財産運用収入	26,743
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		26,744

歳 出		
款	項	金額
1 総務費		千円 26,744
	1 総務管理費	26,744
歳出合計		26,744

議第11号議案

令和8年度宮城県港湾整備事業特別会計予算

令和8年度宮城県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,574,004千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 1,282,854
	1 使用料	1,282,854
3 繼 入 金		666,312
	1 一般会計繰入金	666,312
5 諸 収 入		54,838
	2 貸付金元利収入	16,637
	3 雜 収 入	38,201
6 県 債		3,570,000
	1 県 債	3,570,000
歳 入 合 計		5,574,004

歳 出		
款	項	金額
1 農 林 水 產 業 費		千円 136
	1 漁 港 費	136
2 土 木 費		1,127,423
	1 港 灣 費	1,127,423
3 公 債 費		4,446,445
	1 公 債 費	4,446,445
歳 出 合 計		5,574,004

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業 債	千円 3,570,000	1 証書借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、 額面100円につき95円以上とす る。 2 翌年度へ繰越起債するこ とができる。	年 5.0 パー セント以内	1 30年以内償還（据置期間を含 む。）。ただし、借入先の融通条 件があるときはこれによる。 2 県財政の都合により償還年限 の短縮、繰上償還又は低利借換 えをすることができる。
計	3,570,000			

議第12号議案

令和8年度宮城県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度宮城県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 営業の予定量

(1) 大崎広域水道

イ 給水市町村数 3市6町1村

ロ 年間総給水量 21,171,920 立方メートル

ハ 一日平均給水量 58,005 立方メートル

(2) 仙南・仙塩広域水道

イ 給水市町数 8市9町

ロ 年間総給水量 67,285,360 立方メートル

ハ 一日平均給水量 184,343 立方メートル

2 工事の予定量

(1) 大崎広域水道建設工事

(2) 仙南・仙塩広域水道建設工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 大崎広域水道事業収益	1,920,356 千円
第1項 営業収益	1,651,885 千円
第2項 営業外収益	268,471 千円
第2款 仙南・仙塩広域水道事業収益	8,618,195 千円
第1項 営業収益	7,534,706 千円
第2項 営業外収益	1,083,489 千円
合計	10,538,551 千円

支 出

第1款 大崎広域水道事業費用	2,306,425 千円
第1項 営業費用	2,189,249 千円
第2項 営業外費用	115,676 千円
第4項 予備費用	1,500 千円
第2款 仙南・仙塩広域水道事業費用	8,445,987 千円
第1項 営業費用	7,723,394 千円
第2項 営業外費用	716,593 千円

第4項 予 備 費	6,000 千円
合 計	10,752,412 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,378,388 千円は、過年度分損益勘定留保資金 3,378,388 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 大崎広域水道事業資本的収入	241,156 千円
第2項 国 庫 補 助 金	114,856 千円
第3項 出 資 金	126,300 千円
第2款 仙南・仙塩広域水道事業資本的収入	985,450 千円
第2項 国 庫 補 助 金	10,910 千円
第3項 出 資 金	974,540 千円
合 計	1,226,606 千円

支 出

第1款 大崎広域水道事業資本的支出	852,851 千円
第1項 建 設 改 良 費	544,140 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	308,711 千円
第2款 仙南・仙塩広域水道事業資本的支出	3,752,143 千円

第1項 建 設 改 良 費	2,156,102 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,596,041 千円
合 計	4,604,994 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 仙南・仙塩 広域水道事業 費 用	3 特 別 損 失	利府町赤沼地内 送 水 管 移 設 事 業	33,000 千円	令和8年度 令和9年度 令和10年度	0 千円 0 千円 33,000 千円
2 仙南・仙塩 広域水道事業 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	仙台市長命ヶ丘地内等 伸 縮 可 搾 管 漏 水 対 策 事 業	364,452 千円	令和8年度 令和9年度 令和10年度	55,000 千円 55,000 千円 254,452 千円
2 仙南・仙塩 広域水道事業 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	利府町赤沼地内 送 水 管 移 設 事 業	187,000 千円	令和8年度 令和9年度 令和10年度	0 千円 149,600 千円 37,400 千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
大崎広域水道工事	令和8年4月から 令和10年3月まで	441,000 千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における同一款内での営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 564,175千円

(2) 交 際 費 154千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 大崎広域水道事業営業費補助 208千円

(2) 仙南・仙塩広域水道事業営業費補助 948千円

合 計 1,156千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、13,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第13号議案

令和8年度宮城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度宮城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 営業の予定量

(1) 仙塩工業用水道

イ 納水事業所数 43 社

ロ 年間総給水量 10,522,950 立方メートル

ハ 一日平均給水量 28,830 立方メートル

(2) 仙台圏工業用水道

イ 納水事業所数 16 社

ロ 年間総給水量 16,954,250 立方メートル

ハ 一日平均給水量 46,450 立方メートル

(3) 仙台北部工業用水道

イ 納水事業所数 15 社

ロ 年間総給水量 6,909,450 立方メートル

ハ 一日平均給水量 18,930 立方メートル

2 工事の予定量

- (1) 仙塩工業用水道建設工事
 - (2) 仙台圏工業用水道建設工事
 - (3) 仙台北部工業用水道建設工事
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 仙 塩 工 業 用 水 道 事 業 収 益	524,857 千円
第1項 営 業 収 益	379,908 千円
第2項 営 業 外 収 益	144,949 千円
第2款 仙 台 圏 工 業 用 水 道 事 業 収 益	461,273 千円
第1項 営 業 収 益	409,931 千円
第2項 営 業 外 収 益	51,342 千円
第3款 仙 台 北 部 工 業 用 水 道 事 業 収 益	503,482 千円
第1項 営 業 収 益	400,763 千円
第2項 営 業 外 収 益	102,719 千円
合 計	1,489,612 千円

支 出

第1款 仙 塩 工 業 用 水 道 事 業 費 用	630,355 千円
第1項 営 業 費 用	603,504 千円
第2項 営 業 外 費 用	26,351 千円
第4項 予 備 費	500 千円
第2款 仙 台 圏 工 業 用 水 道 事 業 費 用	414,288 千円
第1項 営 業 費 用	400,865 千円
第2項 営 業 外 費 用	12,923 千円
第4項 予 備 費	500 千円
第3款 仙 台 北 部 工 業 用 水 道 事 業 費 用	646,182 千円
第1項 営 業 費 用	620,896 千円
第2項 営 業 外 費 用	24,986 千円
第4項 予 備 費	300 千円
合 計	1,690,825 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 706,797 千円は、減債積立金取崩額 29,061 千円及び過年度分損益勘定留保資金 677,736 千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款 仙塩工業用水道事業資本的収入	201,600 千円
第1項 企業債	201,600 千円
第3款 仙台北部工業用水道事業資本的収入	30,000 千円
第7項 他会計補助金	30,000 千円
合計	231,600 千円
支 出	
第1款 仙塩工業用水道事業資本の支出	504,739 千円
第1項 建設改良費	329,196 千円
第2項 企業債償還金	120,644 千円
第5項 他会計からの長期借入金償還金	54,899 千円
第2款 仙台圏工業用水道事業資本の支出	265,962 千円
第1項 建設改良費	209,688 千円
第2項 企業債償還金	29,061 千円
第5項 他会計からの長期借入金償還金	27,213 千円
第3款 仙台北部工業用水道事業資本の支出	167,696 千円
第1項 建設改良費	33,119 千円
第5項 他会計からの長期借入金償還金	134,577 千円
合計	938,397 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
仙台圏工業用水道工事	令和8年4月から 令和10年3月まで	124,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業債	201,600千円	1 証券借入又は証券発行による。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき95円以上とする。 2 翌年度へ繰越起債することができる。	年5.0パーセント以内	1 35年以内償還(据置期間を含む)。 ただし、借入先の融通条件があるときはこれによる。 2 県財政の都合により償還年限の短縮、繰上償還又は低利借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における同一款内での営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 101,896 千円 |
| (2) 交 際 費 | 66 千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

- | | |
|---|-----------|
| (1) 仙 塩 工 業 用 水 道 事 業 営 業 費 補 助 | 56 千円 |
| (2) 仙 台 北 部 工 業 用 水 道 事 業 営 業 費 補 助 | 26 千円 |
| (3) 仙 台 北 部 工 業 用 水 道 事 業 建 設 改 良 費 補 助 | 30,000 千円 |
| 合 計 | 30,082 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第14号議案

令和8年度宮城県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度宮城県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 仙台港国際ビジネスサポートセンター運営事業
- 2 貸付事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 地 域 整 備 事 業 収 益	556,925 千円
第1項 営 業 収 益	544,538 千円
第2項 営 業 外 収 益	12,387 千円

支 出

第1款 地 域 整 備 事 業 費 用	320,006 千円
第1項 営 業 費 用	311,781 千円
第2項 営 業 外 費 用	8,225 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 201,356 千円は、繰越現金 201,356 千円で補填するものとする。)。

取 入

第1款 地域整備事業資本的収入 451,300 千円

第1項 企 業 債 1,300 千円

第8項 貸 付 金 返 還 金 150,000 千円

第9項 投 資 有 債 証 券 償 還 金 300,000 千円

支 出

第1款 地域整備事業資本的支出 652,656 千円

第1項 建 設 改 良 費 2,656 千円

第3項 貸 付 金 150,000 千円

第6項 投 資 有 債 証 券 500,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域整備事業債	1,300 千円	1 証書借入又は証券発行による。	年 5.0 パーセント以内	1 35 年以内償還 (据置期間を含む。)

証券発行の場合
の発行価格は、額
面100円につき95
円以上とする。

2 翌年度へ繰越起
債することができ
る。

ただし、借入先の
融通条件があると
きはこれによる。

2 県財政の都合に
より償還年限の短
縮、繰上償還又は
低利借換えをする
ことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における同一款内での営業費用から
の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経
費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 79,230千円

(2) 交 際 費 22千円

令和 8 年 2 月 17 日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第15号議案

令和8年度宮城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度宮城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 営業の予定量

(1) 仙塩流域下水道

イ 流域関連市町数 3市2町

ロ 年間総処理水量 40,679,000 立方メートル

ハ 一日平均処理水量 111,449 立方メートル

(2) 阿武隈川下流流域下水道

イ 流域関連市町数 5市6町

ロ 年間総処理水量 34,338,000 立方メートル

ハ 一日平均処理水量 94,077 立方メートル

(3) 鳴瀬川流域下水道

イ 流域関連市町数 1市1町

ロ 年間総処理水量 2,601,000 立方メートル

ハ	一日平均処理水量	7,126 立方メートル
(4)	吉田川流域下水道	
イ	流域関連市町村数	1 市 2 町 1 村
ロ	年間総処理水量	11,359,000 立方メートル
ハ	一日平均処理水量	31,121 立方メートル
(5)	北上川下流流域下水道	
イ	流域関連市数	2 市
ロ	年間総処理水量	7,741,000 立方メートル
ハ	一日平均処理水量	21,208 立方メートル
(6)	北上川下流東部流域下水道	
イ	流域関連市町数	1 市 1 町
ロ	年間総処理水量	4,592,000 立方メートル
ハ	一日平均処理水量	12,581 立方メートル
(7)	迫川流域下水道	
イ	流域関連市数	2 市
ロ	年間総処理水量	2,615,000 立方メートル
ハ	一日平均処理水量	7,164 立方メートル
2	工事の予定量	

- (1) 仙塩流域下水道建設工事
 - (2) 阿武隈川下流流域下水道建設工事
 - (3) 鳴瀬川流域下水道建設工事
 - (4) 吉田川流域下水道建設工事
 - (5) 北上川下流流域下水道建設工事
 - (6) 北上川下流東部流域下水道建設工事
 - (7) 迫川流域下水道建設工事
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入				
第1款 仙 塩 流 域 下 水 道 事 業 収 益				1,873,580 千円
第1項 営 業 収 益				113,227 千円
第2項 営 業 外 収 益				1,692,691 千円
第3項 特 別 利 益				67,662 千円
第2款 阿 武 隈 川 下 流 流 域 下 水 道 事 業 収 益				3,506,470 千円
第1項 営 業 収 益				137,473 千円
第2項 営 業 外 収 益				3,208,814 千円
第3項 特 別 利 益				160,183 千円

第3款 鳴瀬川流域下水道事業収益	396,699 千円
第1項 営業収益	32,761 千円
第2項 営業外収益	326,091 千円
第3項 特別利益	37,847 千円
第4款 吉田川流域下水道事業収益	804,988 千円
第1項 営業収益	83,521 千円
第2項 営業外収益	633,584 千円
第3項 特別利益	87,883 千円
第5款 北上川下流流域下水道事業収益	1,528,397 千円
第1項 営業収益	689,723 千円
第2項 営業外収益	676,284 千円
第3項 特別利益	162,390 千円
第6款 北上川下流東部流域下水道事業収益	1,721,553 千円
第1項 営業収益	675,850 千円
第2項 営業外収益	969,328 千円
第3項 特別利益	76,375 千円
第7款 迫川流域下水道事業収益	1,154,115 千円
第1項 営業収益	360,425 千円

第2項 営業外収益	716,184千円
第3項 特別利益	77,506千円
合計	10,985,802千円

支 出

第1款 仙塩流域下水道事業費用	2,206,594千円
第1項 営業費用	1,996,087千円
第2項 営業外費用	114,445千円
第3項 特別損失	90,062千円
第4項 予備費	6,000千円
第2款 阿武隈川下流流域下水道事業費用	3,983,488千円
第1項 営業費用	3,653,992千円
第2項 営業外費用	110,113千円
第3項 特別損失	213,383千円
第4項 予備費	6,000千円
第3款 鳴瀬川流域下水道事業費用	426,640千円
第1項 営業費用	344,034千円
第2項 営業外費用	26,259千円
第3項 特別損失	50,347千円

第4項	予	備	費	6,000 千円
第4款	吉田川流域下水道事業費用			946,801 千円
第1項	當業	費	用	782,138 千円
第2項	當業	外	費	用 41,679 千円
第3項	特別	損失		116,984 千円
第4項	予	備	費	6,000 千円
第5款	北上川下流流域下水道事業費用			1,703,619 千円
第1項	當業	費	用	1,413,128 千円
第2項	當業	外	費	用 68,003 千円
第3項	特別	損失		216,488 千円
第4項	予	備	費	6,000 千円
第6款	北上川下流東部流域下水道事業費用			1,794,442 千円
第1項	當業	費	用	1,579,616 千円
第2項	當業	外	費	用 118,091 千円
第3項	特別	損失		90,735 千円
第4項	予	備	費	6,000 千円
第7款	迫川流域下水道事業費用			1,092,975 千円
第1項	當業	費	用	934,582 千円

第2項	當業外費用	49,122千円
第3項	特別損失	103,271千円
第4項	予備費	6,000千円
	合計	12,154,559千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,142,359千円は、減債積立金取崩額369,136千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,798千円、過年度分損益勘定留保資金723,379千円及び当年度分損益勘定留保資金41,046千円で補填するものとする。）。

収入

第1款	仙塩流域下水道事業資本的収入	1,823,219千円
第1項	企業債	413,000千円
第2項	国庫補助金	1,054,737千円
第5項	工事負担金	355,441千円
第7項	他会計補助金	41千円
第2款	阿武隈川下流流域下水道事業資本的収入	2,332,069千円
第1項	企業債	596,600千円
第2項	国庫補助金	1,183,683千円
第5項	工事負担金	551,592千円

第7項	他	会	計	補	助	金	194	千円
第3款	鳴瀬川流域下水道事業資本的収入						787, 297	千円
第1項	企	業		債			177, 000	千円
第2項	国	庫	補	助	金		411, 822	千円
第5項	工	事	負	担	金		191, 435	千円
第7項	他	会	計	補	助	金	7, 040	千円
第4款	吉田川流域下水道事業資本的収入						1, 103, 902	千円
第1項	企	業		債			222, 000	千円
第2項	国	庫	補	助	金		682, 488	千円
第5項	工	事	負	担	金		199, 256	千円
第7項	他	会	計	補	助	金	158	千円
第5款	北上川下流流域下水道事業資本的収入						1, 001, 097	千円
第1項	企	業		債			246, 500	千円
第2項	国	庫	補	助	金		524, 244	千円
第5項	工	事	負	担	金		208, 126	千円
第7項	他	会	計	補	助	金	22, 227	千円
第6款	北上川下流東部流域下水道事業資本的収入						1, 379, 224	千円
第1項	企	業		債			280, 900	千円

第2項 国 庫 補 助 金	662,501 千円
第4項 他会計からの長期借入金	150,000 千円
第5項 工 事 負 担 金	269,210 千円
第7項 他 会 計 補 助 金	16,613 千円
第7款 迫川流域下水道事業資本的収入	360,071 千円
第1項 企 業 債 債	96,800 千円
第2項 国 庫 補 助 金	161,642 千円
第5項 工 事 負 担 金	84,964 千円
第7項 他 会 計 補 助 金	16,665 千円
合 計	8,786,879 千円
支 出	
第1款 仙塩流域下水道事業資本的支出	2,036,128 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,765,619 千円
第2項 企 業 債 債 還 金	270,509 千円
第2款 阿武隈川下流流域下水道事業資本的支出	2,515,307 千円
第1項 建 設 改 良 費	2,286,869 千円
第2項 企 業 債 債 還 金	228,438 千円
第3款 鳴瀬川流域下水道事業資本的支出	831,659 千円

第1項 建 設 改 良 費	782,697 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	48,962 千円
第4款 吉田川流域下水道事業資本的支出	1,183,130 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,081,002 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	102,128 千円
第5款 北上川下流流域下水道事業資本的支出	1,158,708 千円
第1項 建 設 改 良 費	965,065 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	193,643 千円
第6款 北上川下流東部流域下水道事業資本的支出	1,609,919 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,219,343 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	240,576 千円
第5項 他会計からの長期借入金償還金	150,000 千円
第7款 迫川流域下水道事業資本的支出	594,387 千円
第1項 建 設 改 良 費	349,527 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	244,860 千円
合 計	9,929,238 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
仙塩流域下水道工事	令和8年4月から 令和10年3月まで	287,000千円
阿武隈川下流流域下水道工事	令和8年4月から 令和11年3月まで	1,601,000千円
北上川下流流域下水道工事	令和8年4月から 令和11年3月まで	1,360,000千円
北上川下流東部流域下水道工事	令和8年4月から 令和11年3月まで	2,296,000千円
迫川流域下水道工事	令和8年4月から 令和10年3月まで	390,000千円
下水汚泥肥料化施設D B O事業	令和8年4月から 令和32年3月まで	120億4,000万円 に物価変動及び税 制度の変更に伴う 増減額を加算して 得た額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	2,032,800千円	1 証書借入又は証 券発行による。 証券発行の場合	年5.0パーセ ント以内	1 35年以内償還 (据置期間を含む。) ただし、借入先の

の発行価格は、額
面100円につき95
円以上とする。

2 翌年度へ繰越起
債することができ
る。

融通条件があると
きはこれによる。

2 県財政の都合に
より償還年限の短
縮、繰上償還又は
低利借換えをする
ことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における同一款内の営業費用から
の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経
費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 476,431千円

(2) 交 際 費 154千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 仙塩流域下水道事業営業費補助	212,836 千円
(2) 仙塩流域下水道事業建設改良費補助	41 千円
(3) 阿武隈川下流流域下水道事業営業費補助	205,583 千円
(4) 阿武隈川下流流域下水道事業建設改良費補助	194 千円
(5) 鳴瀬川流域下水道事業営業費補助	49,076 千円
(6) 鳴瀬川流域下水道事業建設改良費補助	7,040 千円
(7) 吉田川流域下水道事業営業費補助	74,197 千円
(8) 吉田川流域下水道事業建設改良費補助	158 千円
(9) 北上川下流流域下水道事業営業費補助	180,554 千円
(10) 北上川下流流域下水道事業建設改良費補助	22,227 千円
(11) 北上川下流東部流域下水道事業営業費補助	258,728 千円
(12) 北上川下流東部流域下水道事業建設改良費補助	16,613 千円
(13) 迫川流域下水道事業営業費補助	257,931 千円
(14) 迫川流域下水道事業建設改良費補助	16,665 千円
合 計	1,301,843 千円

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩